

19 経営体育成支援事業

【3, 957（3, 205）百万円】

対策のポイント

地域の担い手に対し、農業用機械等の導入を支援します。

<背景／課題>

- ・地域農業の発展を図っていくためには、担い手の経営発展を支援していくことが重要です。
- ・また、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化を加速化することが喫緊の課題です。

政策目標

意欲ある担い手の育成・確保

<主な内容>

地域の担い手（「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体、農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者等※）の育成・確保を推進するため、農業用機械等の導入を支援します。

※ 過去に例のないような重大な気象災害による被災農業者を含む。

1. 融資主体補助型

地域の担い手が融資を受け、農業用機械・施設を導入する際、融資残について補助金を交付（1経営体当たりの配分上限額300万円）することにより、主体的な経営展開を支援します。その際、地域の担い手への農地集積を加速化するため、農地中間管理機構を活用し、賃借権の設定等を受けた者を重点的に支援します（1経営体当たりの配分上限額：個人1,000万円、法人2,000万円）。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増しによる金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を支援します。

〔補助率：定額、融資残額（事業費の3／10以内）
事業実施主体：市町村〕

2. 条件不利地域補助型

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械等の導入を支援します。

〔補助率：1／2以内（1経営体当たり上限4,000万円）
事業実施主体：市町村〕

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-6744-2148）]